



2022年2月1日

お客様各位

2022 税制改正速報

1. 個人課税

○減税 ●増税

	現行	改正
●住宅ローン控除（所得税）	2021年まで	2022年より
（要件）所得制限	3,000万円以下	2,000万円以下
借入上限	4,000万円	3,000万円
（計算）ローン控除	借入残高×1%	借入残高×0.7%
期間	10年間	13年間
●住宅資金（無税贈与）	2021年まで	2022年より
省エネ耐震住宅	1,500万円	1,000万円
一般住宅	1,000万円	500万円
●財産債務調書	2022年まで	2023年より
（対象者1）	所得2,000万円超かつ 財産合計3億円以上	所得2,000万円超かつ 財産合計3億円以上
（対象者2）		財産合計10億円以上
●上場会社オーナー配当	2022年まで	2023年より
持株割合	個人で3%以上保有	個人と同族会社で3%以上保有
課税方式	総合課税 （累進税率最高56%）	総合課税 （累進税率最高56%）

2. 法人課税

○減税 ●増税

	現行	改正
○賃上げ税制	2023年2月決算まで	2023年3月決算より
中小企業の要件	年間給与が1.5%以上増加	年間給与が1.5%以上増加
税額控除(原則)	給与増加額×15%	給与増加額×15%
税額控除(最高)	給与増加額×25%	給与増加額×40%
税額控除(限度)	法人税額×20%	法人税額×20%
○オープンイノベーション 投資促進税制	2023年2月決算まで	2023年3月決算より
	スタートアップ企業への 新規投資は投資額の 25%を損金算入。 但し、5年以内に売却した 場合は、益金算入	スタートアップ企業への 新規投資は投資額の 25%を損金算入。 但し、 <u>3年</u> 以内に売却した 場合は、益金算入
●10万円未満資産	2023年2月決算まで	2023年3月決算より
	全額を損金算入	貸付用資産は資産計上

3. 納税環境整備

	現行	改正
○電子取引の保存	2022年1月より	2024年1月より
	電子取引はタイムスタンプ を付し電子保存	(適用開始が2年延長)
●簿外経費の不算入	2022年12月まで	2023年1月より
	簿外売上に対する簿外経費は、 概算で計上する ことが認められる	簿外売上に対する簿外経費は、 証拠書類が保存されている 場合に限り認められる